

# 第 1 章

## 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨と背景

### 1 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会について『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義されています。また、男女共同参画社会の形成についての基本理念は「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」と定められています。

本市においても、平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定し、女性政策を総合的に推進してきました。平成 19 年には、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 2 期 はびきのピーチプラン -」（以下、「第 2 期プラン」という。）を策定し、3つの基本目標のもと、基本課題、施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。また、平成 25 年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策について定め、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、固定的性別役割分担意識\*がいまだに根強く残っていることや、政策・方針決定過程の場への女性の参画が低調であること、配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下「DV\*」という。）の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。また、働く場面においては、出産・育児等による離職後の再就職での雇用不安定や長期的なキャリア形成を通じて、女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状があり、家庭生活においても男性の家事、育児、介護への参画が十分とはいえない状況であることから、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分発揮される社会の実現を図るため、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立されたところです。

こうした状況のなか、「第 2 期プラン」での取り組みの成果と課題、また、平成 27 年 9 月に実施した「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をふまえ、

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをさらに進めるため、「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定するものです。

## 2 プランの位置づけ

---

プランは、次に掲げる計画として位置づけます。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- (2) 羽曳野市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の第2期プランを継続、発展させる基本的な計画
- (3) 第6次羽曳野市総合基本計画や他の個別の計画との整合性をもたせた計画
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を含む計画
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）を含む計画

## 3 プランの期間

---

プランの期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 プランの構成

---

プランは、5の基本目標と16の基本方針、施策の方向及び具体的な施策の内容により構成しています。

基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成

- 基本方針1 男女共同参画に関する意識啓発
- 基本方針2 男女平等教育などの充実
- 基本方針3 メディアにおける人権の尊重

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり  
(女性活躍推進計画)

- 基本方針1 ワーク・ライフ・バランス\* (仕事と生活の調和)の推進
- 基本方針2 女性の活躍推進
- 基本方針3 働く場における男女共同参画の促進

基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり

- 基本方針1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大
- 基本方針2 地域活動への男女共同参画の促進

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 基本方針1 生涯を通じた健康支援
- 基本方針2 子育てに関する支援
- 基本方針3 高齢者や障害者への支援
- 基本方針4 さまざまな困難を抱える人への支援
- 基本方針5 多様な文化への理解と交流の促進
- 基本方針6 防災などにおける男女共同参画の推進

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援  
(DV防止計画)

- 基本方針1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント\*、  
ストーカー行為\*などの防止に向けた意識啓発と  
被害者支援
- 基本方針2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

## 6 世界・国・大阪府の動き

### (1) 世界の動き

世界では、国際連合（国連）が昭和 50 年を国際婦人年とし、その年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画が採択されました。また、昭和 51 年から昭和 60 年までの期間を「国連婦人の 10 年」と定め、さまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年の第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域が設定され、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）では、女性の人権に関する「成果文書」が採択されました。平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、平成 7 年以降の取り組み状況に関するレビュー及び評価が行われ、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。

### (2) 国の動き

#### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女共同参画の実現に向けた取り組みを受け、昭和 52 年には国において最初の「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、そして、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが進められました。平成 22 年には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだ積極的改善措置\*（ポジティブ・アクション）の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされています。

#### ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、昭和 61 年に「男女雇用機会均等法」施行や「労働基準法」の改正、平成 4 年の「育児・介護休業法」施行などの法整

備が進められました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

### ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年には「DV 防止法」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「DV 防止法」は、平成 16 年、平成 19 年、平成 25 年と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保や自立支援に向けた施策の充実が図られています。

### ④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会活力の低下や少子化・人口減少を解決するための施策として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発を推進するための「女性活躍推進法」が成立し、この法律に基づき、同年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。平成 28 年 4 月 1 日からは、国、地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定をすることなどが新たに義務づけられました。

### ⑤ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について

平成 25 年には、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項が示されました。

### (3) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定されました。それ以降、昭和 61 年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」が、平成 3 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成 9 年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、施策の推進に取り組まれてきました。

平成 10 年には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応するため、平成 13 年には男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18 年改訂）が策定されるとともに、平成 14 年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたため、平成 23 年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定され、大学、企業、経済団体等と連携・協働して大阪全体で男女共同参画社会の実現を図る取り組みが推進されました。

また、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として、平成 27 年 7 月に「OSAKA 女性活躍推進会議」が設置され、同年 9 月には、OSAKA 女性活躍推進会議の構成団体が一堂に会する記念イベントを開催、オール大阪で女性活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝く OSAKA 行動宣言」が発表され、平成 28 年には、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

## 7 羽曳野市の動向

本市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、昭和 63 年に、市内部の庁内体制として、「羽曳野市女性対策連絡会議」を設置し、女性政策の取り組みを始めました。その後、平成元年には企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成 6 年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために、「市民意識調査」を行うとともに、平成 7 年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催、本市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」、「男女平等実現への意識改革」、「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会の実現を進めるための取り組みを行い、平成 19 年に「第 2 期プラン」を策定し、多岐にわたる分野の問題を男女共同参画の視点から継続的・横断的に取り組んできました。

平成 26 年 4 月には、市民や事業者及び教育関係者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画を推進する施策の充実を図っています。

また、「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を強力的に推進していくことが重要であると位置づけられていることから、平成 28 年 3 月には羽曳野市特定事業主行動計画（女性職員の活躍の推進に関する行動計画）を策定しました。

今後、本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、これらの諸問題や社会情勢の変化に対応できる新たなプランを策定し、さらなる施策の展開に努めていく必要があります。